



相談支援専門員の役割について



相談支援事業所 あんじん莓

相談支援専門員 菊地守

事業所紹介

指定事業者 特定非営利活動法人つくば心理支援総合研究所

指定事業所 **あんじん莓**

特定相談支援 0830300851 令和4(2022)年8月1日

障害児相談支援 0870300340 令和4(2022)年7月1日

指定事業所 **あんじん高津**

児童発達支援・放課後等デイサービス

0850300344 令和3(2021)年7月1日

住所 〒300-0815
土浦市中高津2丁目10-10-2

電話 029-893-2326

Fax 029-828-4408

Mail add.

anjin.ichigo@gmail.com



相談支援事業所の種類と提供している相談支援の内容

【障害者総合支援法】

特定相談支援事業
(市町村による指定)

基本相談支援

計画相談支援

サービス利用
支援

継続サービス
利用支援

【児童福祉法】

障害児相談支援事業
(市町村による指定)

障害児相談支援

障害児支援
利用援助

継続障害児
支援利用援助

基本相談支援・計画相談支援・障害児相談支援を、4ケース5事例で説明

ケース 1

放課後等デイサービスの利用を考えているが、手続きの仕方やどの様に選んでいくかわからない

ケース 2

成年後見制度の利用開始の申し立てにおいて提出する、本人情報シート（成年後見制度用）を作成して欲しい

ケース 3

高等部卒業後に計画相談支援へ移行

ケース 4

・ ケース 4—1

新規開所の放課後等デイサービスを利用したい

・ ケース 4—2

放課後等デイサービスの支援内容が希望と相違、事業所変更を切望

ケース 1 【基本相談支援】

現在、幼稚園年長で小学校の入学に合わせて、放課後等デイサービスの利用を考えているが、手続きの仕方やどの様に選んでいくかわからない。

●放課後等デイサービスとは

小学校・中学校・高等学校に在籍する、障害のあるお子さんや発達に特性のあるお子さんが、放課後や夏休みなどの長期休暇に利用できる福祉サービス。

●放課後等デイサービスの特徴

学童と特徴を比べると、障害のあるお子さんのための3つの特徴があります。

- ①ひとりひとりに合わせた発達支援を受けられる
- ②小集団の中で社会性を身につける場所である
- ③家族のサポーターとしての役割を担っている

さらに、各事業所において特徴あるカリキュラムを提供している。

運動療育、学習療育、SST(ソーシャルスキルトレーニング)、専門的なスキルや能力の向上(英会話・プログラミング・音楽・ダンス・絵画など)

など

●放課後等デイサービス利用の流れ

- ①お住まいの自治体の福祉の窓口で受給者証の申請していただきます。
- ②障害児相談支援事業所に、「障害児支援利用計画案」の作成を依頼します。児童の心身の状況や本人または保護者の意向から適切なサービスの組み合わせた「障害児支援利用計画案」を作成し、自治体窓口に提出します。
- ③受給者証の交付を受けた後に、放課後等デイサービス提供事業者とサービス利用契約を結び、利用開始となります。
- ④障害児相談支援事業所は、決定内容に基づいて「障害児支援利用計画」を作成し、自治体窓口に提出します。
- ：
- ⑤障害児相談支援事業所は、一定期間毎に「障害児支援利用計画」を見直すモニタリングをおこない、必要により計画の変更申請などをおこないます。

●放課後等デイサービスの料金

放課後等デイサービスは市区町村発行の「受給者証」があれば9割が自治体負担となり、1割が自己負担となる制度です。更に、前年の所得により自己負担の上限額（負担上限額）も設定されています。

利用料金は自治体によって定められており、1回の利用で7,500円～12,000円となる自治体が多くあり、利用者のご負担は1回あたり750円～1,200円となります。

ケース 2 【基本相談支援】

成年後見制度の利用開始の申し立てにおいて、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料としての、本人情報シート（成年後見制度用）を作成して欲しい。

本人情報シート（成年後見制度用）は、

- ・ 本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定
- ・ 本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定
- ・ 本人情報シートの内容についてさらに確認がしたい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもある

本人は、共同生活援助施設（グループホーム）の入居者であるから、日常・社会生活の状況などに関する設問には、サービス管理責任者に状況確認をしながら記述しました。

ケース 3 【計画相談支援】

高等部卒業に合わせ、障害児相談支援から計画相談支援へと移行

在学中のサービス利用

- 放課後等デイサービス
- 訪問看護（入浴）

本人は、医療的ケアが必要なために、放課後等デイサービスにおいても対応が可能な事業所（3事業所）を利用

訪問看護（入浴・医療的ケア）を利用

卒業後のサービス利用

- 生活介護
- 重度訪問介護
- 短期入所
- 訪問看護（入浴）

日中は生活介護（2事業所）を利用、祝日の利用と入浴機会を充実させた

重度訪問介護（深夜帯における医療的ケア、見守り）と短期入所を加えて、主たる介護者の負担軽減を図った

訪問看護（入浴・医療的ケア）を引続き利用

ケース 4 【障害児相談支援】

ケース 4—1

新規開所の放課後等デイサービスを利用したい

利用計画案作成のアセスメントの折に、主たる介護者の通勤路沿いに新規開所準備（建設中）の放課後等デイサービスを目撃し、自身の通勤路であれば何かと便利と、当該施設を利用したいとの要望

運営事業者に、開所日と施設内覧会が計画されることを確認し、後日利用者と内覧会訪問日時を調整し同行（現在、週3日で利用している）

ケース 4—2

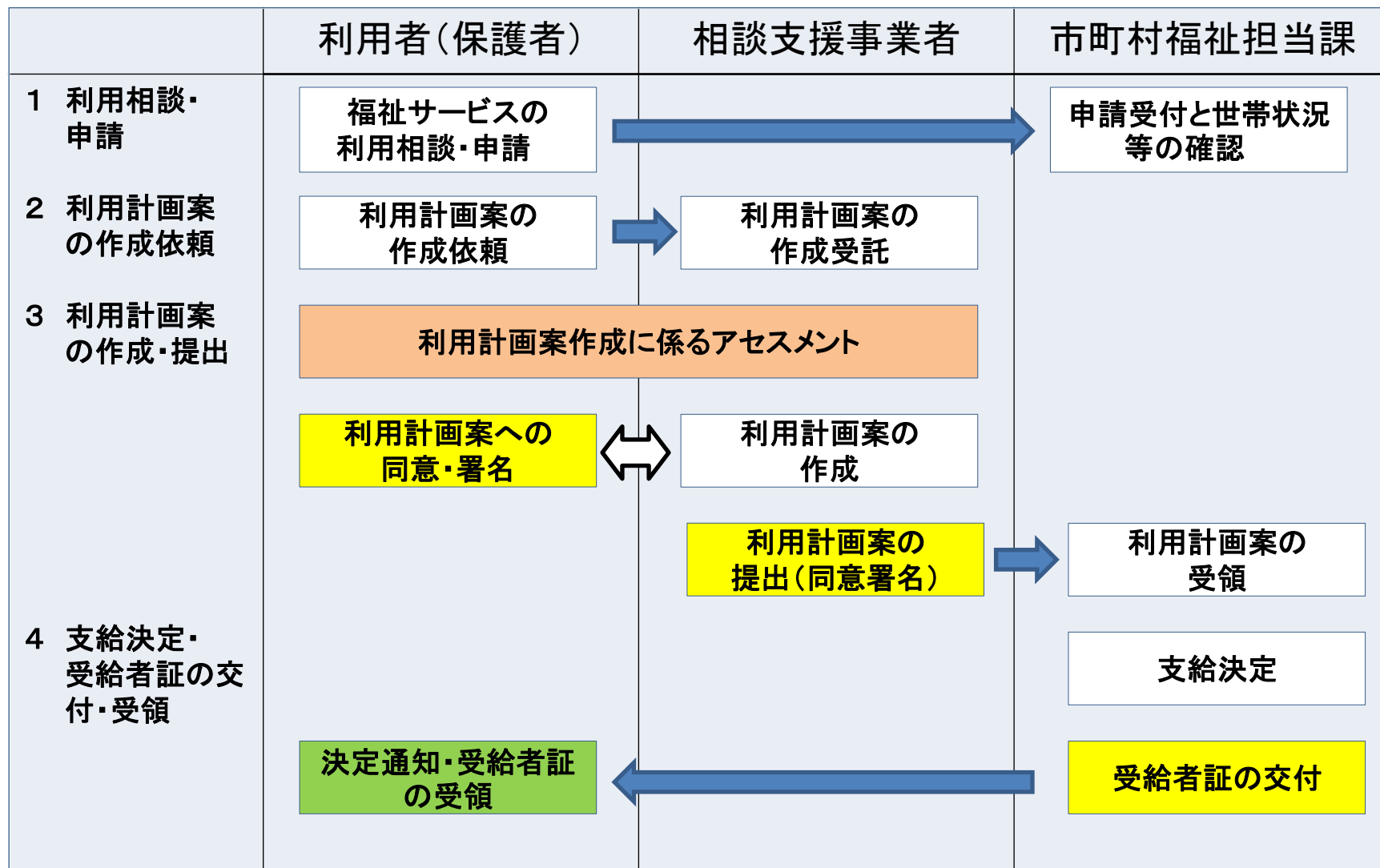
放課後等デイサービスの支援内容が希望と相違、事業所変更を切望

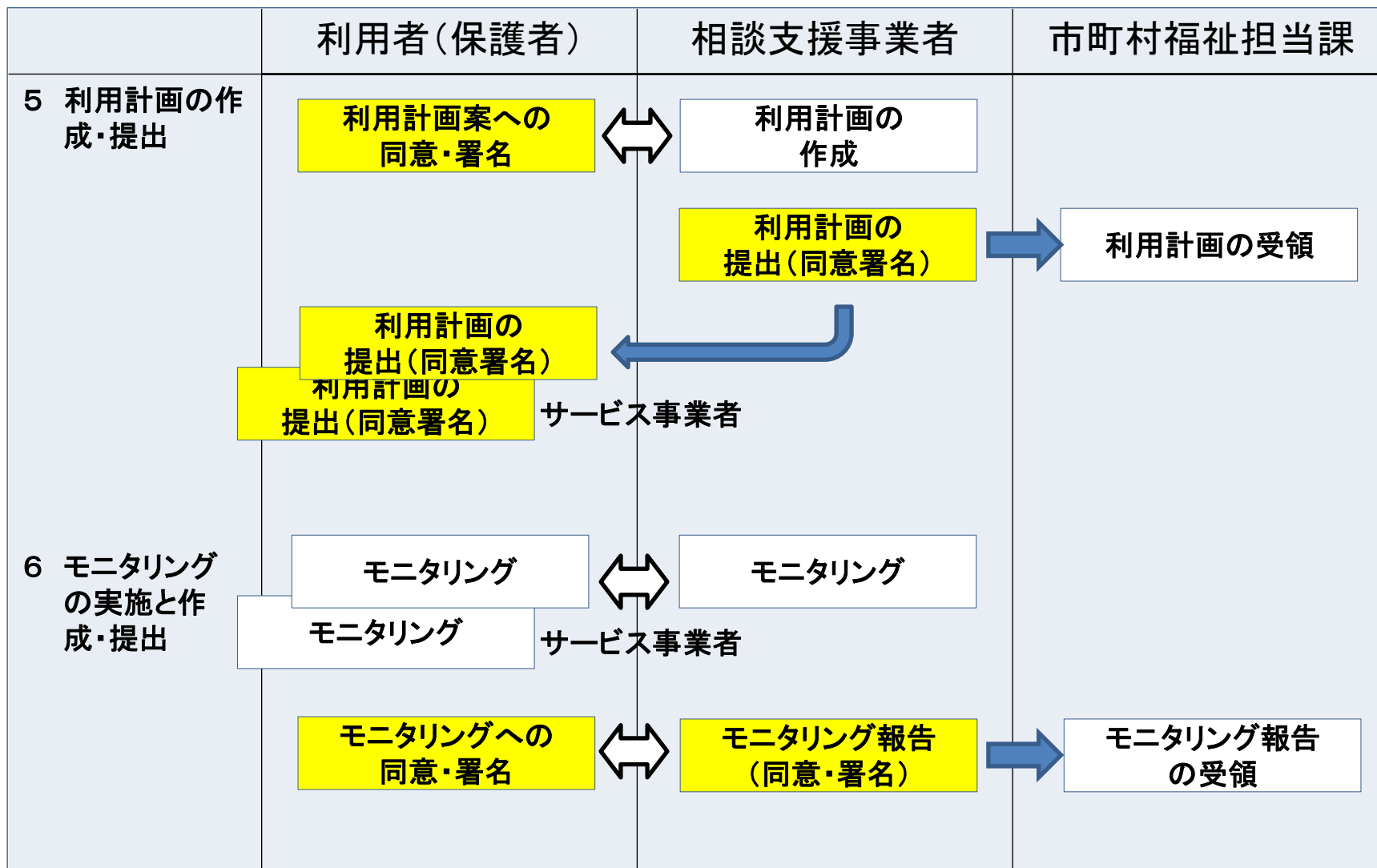
運動と学習の両面を支援するとのことで利用したが、学習面の支援が得られず、学習面を支援してくれる事業所に変更したい

新たな事業所を紹介、見学・体験をして現在も利用している

計画相談支援の利用の流れ

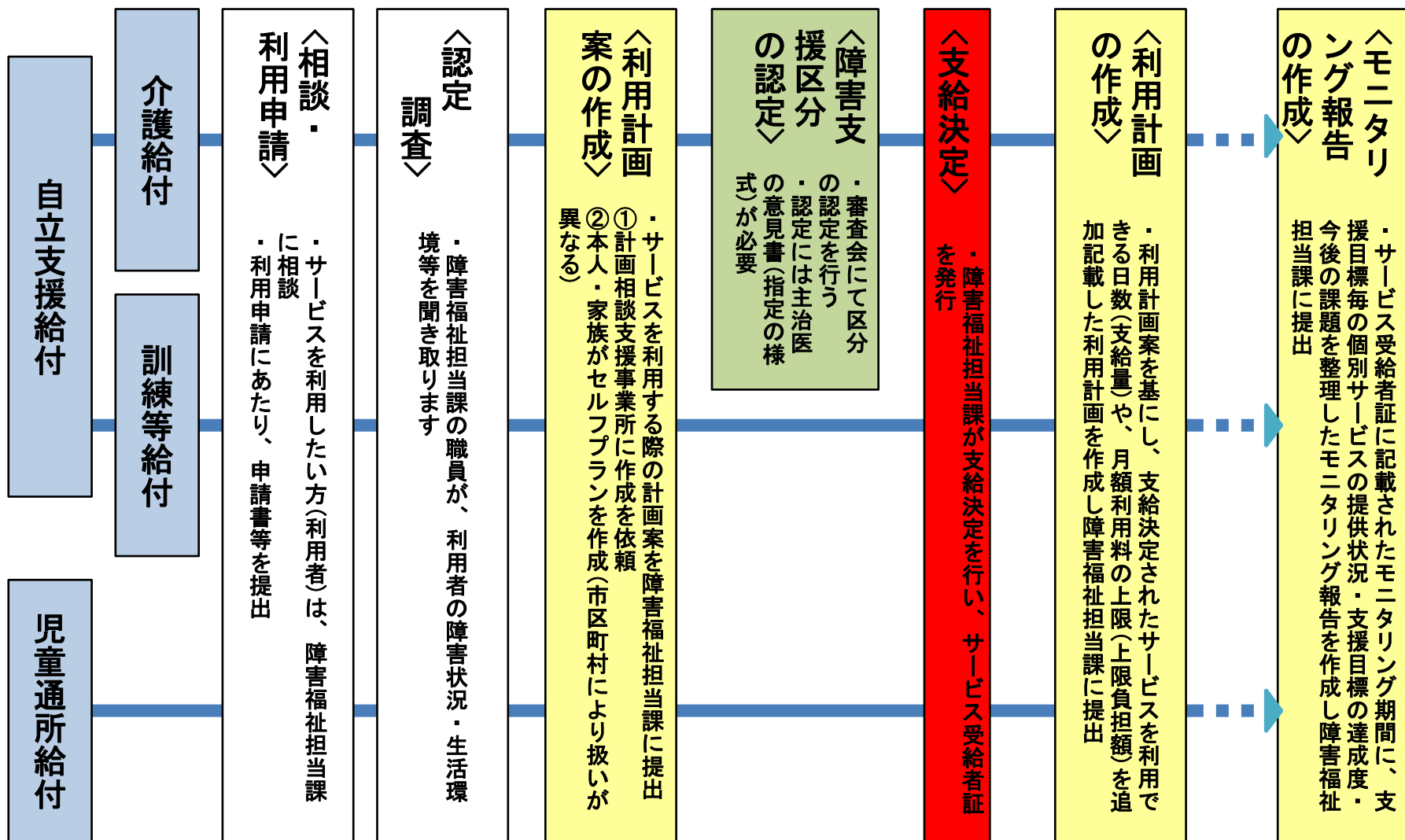
利用者(保護者)、相談支援事業者、市町村福祉担当課





計画相談支援の利用の流れ

【介護給付における
障害支援区分の認定】



障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

I 障害者総合支援法に基づくサービス

■ 介護給付

居宅系サービス					
居宅介護（ホームヘルプ）	身体	知的	精神	難病	障害児
重度訪問介護	身体	知的	精神	難病	
同行援護	身体			難病	障害児
行動援護		知的	精神	難病	障害児
重度障害者等包括支援	身体	知的	精神	難病	障害児
短期入所（ショートステイ）	身体	知的	精神	難病	障害児
通所系サービス					
生活介護	身体	知的	精神	難病	
療養介護	身体	知的		難病	
居住系サービス					
施設入所支援	身体	知的	精神	難病	

II 児童福祉法に基づくサービス

障害児通所支援					
児童発達支援					障害児
医療型児童発達支援					障害児
放課後等デイサービス					障害児
居宅訪問型児童発達支援					障害児
保育所等訪問支援					障害児
障害児入所支援					
福祉型障害児入所施設					障害児
医療型障害児入所施設					障害児
障害児相談支援					
障害児相談支援					障害児

■ 訓練等給付

通所系サービス					
就労移行支援	身体	知的	精神	難病	
就労継続支援（A型）	身体	知的	精神	難病	
就労継続支援（B型）	身体	知的	精神	難病	
就労定着支援	身体	知的	精神	難病	
自立訓練（機能訓練）	身体	知的	精神	難病	
自立訓練（生活訓練）	身体	知的	精神	難病	
居住系サービス					
自立訓練（宿泊型）	身体	知的	精神	難病	
共同生活援助（包括型）	身体	知的	精神	難病	
共同生活援助（日中サービス支援型）	身体	知的	精神	難病	
共同生活援助（外部サービス利用型）	身体	知的	精神	難病	
自立生活援助	身体	知的	精神	難病	
地域相談支援給付					
地域移行支援	身体	知的	精神	難病	
地域定着支援	身体	知的	精神	難病	
計画相談支援給付					
特定相談支援	身体	知的	精神	難病	障害児
その他					
自立支援医療	身体		精神		障害児
補装具	身体			難病	障害児
地域生活支援事業	身体	知的	精神	難病	障害児

福祉サービス受給者証

受給者証とは
福祉サービス等を利用するために発行される証明書です。

市町村などの自治体に申請することにより、交付されます。
受給者証には、利用者の名前や住所の他、**利用する支援の種類・利用可能な日数(支給量)**や、**月額の利用料の上限額(上限負担額)**が記載されています。
1人の利用者が複数の施設を利用できるため、利用しているサービス提供事業者名や、それぞれの利用日数なども記載されます。

受給者証の種類

受給者証は大きく分けて2種類あり、「福祉サービス」を受けるためのものと「医療」を受けるためのものがあります。

福祉サービスを受けるためのもの

- ・ 障害福祉サービス受給者証
- ・ 地域生活支援事業受給者証
- ・ 障害児通所受給者証
- ・ 障害児施設受給者証

医療を受けるためのもの

- ・ 障害者医療費受給者証
- ・ 自立支援医療(精神通院医療)受給者証
- ・ 特定疾患医療受給者証

放課後等デイサービスを利用するには、上記の「障害児通所受給者証」を交付してもらう必要があります。

ライフサイクルと福祉・介護サービスを提供する際の根拠

0歳	18歳	40歳	65歳
<p>児童福祉法</p> <p>18歳未満で以下の障害等の状態となった方</p> <ul style="list-style-type: none">・身体障害・知的障害	<p>障害者総合支援法</p> <p>18歳以上65歳未満で以下の障害等の状態となった方</p> <ul style="list-style-type: none">・身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）・難病等	<p>【第二号被保険者】</p> <p>40歳以上65歳未満で特定疾病により要介護又は要支援状態となった方</p>	<p>介護保険法【第一号被保険者】</p> <p>65歳以上で要介護又は要支援状態となった方</p>
<p>※40歳未満で指定難病になった方の選択肢</p> <p>「難病の患者に対する医療費等に関する法律」に定める基準に基づき、難病のうち難病医療給付制度の対象としている難病を「指定難病」と呼びます。この制度は、難病の診療や検査、投薬それに伴う必要な訪問看護やリハビリの費用などを助成・給付する制度なので「日常生活上の介助・看護」は範囲外になります。行政の福祉サービスやホームヘルパーなどの在宅支援を活用するなら「障害認定」を受けて「障害者手帳」を交付してもらう選択肢もあります。</p>		<p>介護保険のサービスと障害者総合支援のサービスとの併用も可能</p> <p>65歳以上の方と、特定疾病の対象となる40歳以上の方（介護保険の対象者）がサービスを受ける場合は、介護保険と障害者施策で共通するサービスは介護保険が優先です。ただ介護保険にないサービスで障害者施策にはあるサービス（例えばヘルパーのガイドヘルプ等）は障害者施策からも必要なサービスを受けられます。また介護保険のサービスを受けている全身障害者の方の場合は、支給限度額を越えた場合、それ以上のサービスが必要と市町村が認められたならば、介護保険のホームヘルプとは別に、障害者施策のホームヘルプを受けられます。デイサービスについても高齢者デイより障害者施策デイを希望し、それが必要と市町村が認めた場合は障害者施策デイを利用可能となります。</p>	

まとめ

計画相談支援のメリット

利用したい障害福祉サービスがあるとき、どのサービスをどのような方法で利用していくか、具体的な計画を立てる「サービス等利用計画」が必要となります。

- ・あなたがどのようなことにお困りなのか
- ・その困りごとを、どのように解決するのか
- ・解決のためにどの障害福祉サービスを利用するのか

などを具体的に記載します。計画相談支援では、この内容について相談員と話し合いながら、自分に最適な計画を作成していきます。

相談内容は、日常生活上必要な介護を受けるサービス利用や地域で生活を行うために適性に応じて一定の訓練を提供されるサービス利用だけでなく、「一人暮らしをしたい」「電車を使って外出できるようになりたい」「家族とより良い関係を築きたい」など普段の暮らしに関することでも相談できます。相談内容によって、あなたに最適な支援サービスや支援者を提案してもらえます。

あなたに合わせて、柔軟に支援内容を組み立ててもらえることが、計画相談支援のメリットといえるでしょう。

計画相談支援の対象者・利用料金

計画相談支援は、障害福祉サービスを利用するすべての方が利用対象となります。障害福祉サービスの利用前、市区町村から利用計画の作成を求められた際に計画相談支援を希望する旨を伝えるとスムーズに手続きが進みます。

サービス等利用計画の作成には計画相談支援が必須というわけではなく、利用者自身で計画を作成することもできます（セルフプランと呼ばれます）。【自治体によりその扱いは異なります】

計画相談支援に対して利用者が負担する費用はありません（利用計画に基づいて実際に利用する障害福祉サービスには、前年の所得に応じて利用料が発生する場合があります）。

サービス等利用計画を作成した相談支援事業者には、市区町村から報酬が支払われます。利用者本人がセルフプランを作成しても、報酬は支払われないのでご注意ください。

特定相談支援・障害児相談支援何れも誠心誠意にて
ご対応させていただきます。
ご縁がございましたら、ご連絡をお待ちいたしております。

電話 029-893-2326

Mail add. anjin.ichigo@gmail.com

ご清聴ありがとうございました。